

## J S T 所蔵資料複写利用約定

国立研究開発法人 科学技術振興機構(以下「JST」という)が提供する JST 所蔵資料複写(以下「複写」という)による利用は下記の条項によるものとする。

## 記

**(利用登録)**

- 第1条 この JST 所蔵資料複写利用約定(以下「本約定」という)に基づき、複写を利用する者は、別途 JST が定める方法で、利用登録を行わなければならない。
2. 利用登録時の情報を「登録情報」という、また複写を利用する個人を「申込者」という。

**(複写の種類)**

- 第2条 申込者が、本約定に基づき利用できる複写は、登録情報に記載された契約単位により、Web で利用申込をする紙媒体による郵送複写とし、閲覧複写は別途定める。

**(パスワードの発行)**

JSTは申込者の利用登録に基づき、複写申込に要する利用者番号とパスワードの発行を行う。

2. 申込者は当該利用者番号とパスワードで申込された複写の利用料金については、全ての支払責任を負う。

**(パスワードの管理)**

- 第3条 本約定に基づいて発行された利用者番号とパスワードは、これを厳重に保管・管理し、いかなる理由をもってしても、これを漏洩してはならない。
2. 受領したパスワードを変更したい場合は、申込者の責任において変更することができる。

**(変更の届出)**

- 第4条 登録情報に変更が生じたときは、申込者は速やかに別途 JST が定める方法で、当該変更内容を JST に提出しなければならない。

**(解除)**

- 第5条 登録情報に記載された内容に虚偽の申請が判明し、若しくは記載された事項に変更があったにも拘わらず、これを遅滞なく JST に通知しなかった場合、および申込者が本約定に定める条項に違反した場合、JST は催告をすることなく本約定を解除し、当該申込者のパスワードを無効とすることができる。
2. 利用登録後、一定の期間に複写の利用が行われなかった場合、JST は催告をすることなく本約定を解除し、当該申込者のパスワードを無効とすることができる。
3. 前各号により、本約定が解除となり、第10条に定める複写利用料金に未払いがある場合は、申込者は即時、その全額を JST に支払わなければならない。

**(複写対象資料)**

- 第6条 本約定で複写できる資料は、JST が所蔵する資料のみとし、JST が複写を行うことが不適当と認めた資料は除くものとする。

**(利用の制限)**

- 第7条 JST は複写を、著作権法上に定められた範囲で行い、著作物の一部分を1人につき1部に限り提供するものとする。(発行後相当期間を経過した定期行物に掲載された個々の著作物

にあつては、その全部。)

2. 申込者は、複写物を申込者の調査研究の目的にのみ利用できるものとし、営利およびその他の目的に利用し、または申込者以外の第三者に利用させてはならない。
3. 申込者は、複写物の利用において、本約定に定める事項および、著作権者の指定する利用方法および利用上の制限を遵守しなければならない。

**(著作権の取り扱い)**

- 第8条 複写物の利用により生じる著作権法上その他の責任は、当該複写物を利用した者が負うものとする。

**(複写利用料金)**

- 第9条 複写利用料金(以下「本利用料金」という)は、JSTが定め別途申込者に周知する複写料金表に定める複写料金とし、その変更は申込者への事前通知により行うことができる。

**(複写利用料金の支払)**

- 第10条 JSTは第9条に基づき、本利用料金を暦月ごとに合計し、申込者に請求する。
2. JST は、前項に定める本利用料金のほか、当該料金に法定所定の消費税率を乗じ、円位未満を切り捨て得た金額を合わせて申込者に請求をする。
3. 申込者は、本利用料金および第2項に定める金額を、その請求書を受領後 30 日以内に JST に支払わなければならない。
4. 前項の規定に関わらず、本利用料金の支払いをクレジットカード決済にする場合は、別途クレジットカード情報を登録するものとする。
5. JST は、前各項に従って申込者より受領した金員を、その理由の如何を問わず返金する義務を負わない。

**(賠償)**

- 第11条 申込者が第7条の利用の制限に違反して複写を利用し、JST が被害を被った場合には、その理由の如何にかかわらず、申込者はその被害について、賠償の責を負うものとする。

**(利用約の変更・改定)**

- 第12条 JST は、必要があると判断した場合には、本約定を変更し、または新たな条項を追加改定することができる。
2. 前号による変更・改定は、一定の予告期間において、JST ホームページ内への掲示、その他 JST の定める方法によって周知する。
3. JST が、一定の予告期間において周知の方法を取った上で本約定を変更・改定した後に、申込者が複写を利用した場合、申込者は当該変更・改定を承認したものとみなす。

**(管轄裁判所)**

- 第13条 本約定に関して争いが生じたときには、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

以上